



山形県公報

令和7年6月17日（火）
第613号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（こども安心保育支援課）…667

### 告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の  
指定に係る事業の廃止……………（最上総合支庁地域健康福祉課）…668  
○同……………（置賜総合支庁地域保健福祉課）…同  
○県営土地改良事業計画の決定……………（最上総合支庁農村計画課）…669  
○同……………（同）…同  
○同……………（同）…670  
○農用地利用集積等促進計画の認可……………（農村整備課）…同  
○道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課）…671  
○県道の供用の開始……………（最上総合支庁建設総務課）…同  
○公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…同

### 公 告

○一般競争入札の公告……………（病院事業局）…同  
○同……………（同）…673  
○同……………（同）…675

## 規 則

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第46号

#### 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則（昭和42年3月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

|                  |   |                               |                     |
|------------------|---|-------------------------------|---------------------|
| 被保険者証等の<br>種 別   | を | 加入している<br>医 療 保 険 の<br>種 別    | に改め、同様式の注書第2項中「被保険者 |
| 被保険者証の<br>記号及び番号 |   | 加入している<br>医 療 保 険 の<br>記号及び番号 |                     |

証等」を「加入している医療保険」に改める。

別記様式第 2 号（表）中

|                   |
|-------------------|
| 被保険者証等の<br>種別     |
| 被保険者証等の<br>記号及び番号 |

を

|             |
|-------------|
| 種 別         |
| 記 号 及 び 番 号 |

に改め、同様式の備考第 2 項中「被保険

者証等の」を削る。

別記様式第 2 号の 2 中「被保険者証等」を「加入している医療保険」に改める。

別記様式第 4 号の 2（表）中

|                            |
|----------------------------|
| 被 保 険 者 証 の<br>記 号 及 び 番 号 |
|----------------------------|

を

|                                         |
|-----------------------------------------|
| 加 入 し て い る<br>医 療 保 険 の<br>記 号 及 び 番 号 |
|-----------------------------------------|

に改め、同様式の注書第 1 項中

「被保険者証」を「加入している医療保険」に改める。

別記様式第 4 号の 6 中「被保険者証番号」を「加入している医療保険の番号」に改める。

別記様式第 15 号中

|                   |
|-------------------|
| 被保険者証等の<br>記号及び番号 |
|-------------------|

を

|                                    |
|------------------------------------|
| 加入している<br>医 療 保 険 の<br>記 号 及 び 番 号 |
|------------------------------------|

に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の別記様式第 1 号、別記様式第 2 号、別記様式第 2 号の 2、別記様式第 4 号の 2 及び別記様式第 4 号の 6 の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

3 改正前の別記様式第 15 号の規定による小児慢性特定疾病医療費受給者証でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、改正後の同様式の規定による小児慢性特定疾病医療費受給者証とみなす。

## 告 示

### 山形県告示第471号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和 7 年 6 月 17 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地  | 事業所の名称及び所在地                               | 障害福祉サービスの<br>種類 | 廃止年月日      |
|-----------------------------------|-------------------------------------------|-----------------|------------|
| 株式会社ニチイ学館<br>東京都千代田区神田駿河台 4－<br>6 | ニチイケアセンター若葉<br>新庄市若葉町24番19号スプレム21－<br>1 階 | 重 度 訪 問 介 護     | 令和 7. 7. 1 |

### 山形県告示第472号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和 7 年 6 月 17 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                                 | 障害福祉サービスの<br>種類 | 廃止年月日       |
|----------------------------------|---------------------------------------------|-----------------|-------------|
| 社会医療法人公徳会<br>南陽市柵塚948番地の1        | 公徳会ほのぼのケアサービスヘル<br>パーステーション<br>南陽市柵塚948番地の1 | 行 動 援 護         | 令和 7. 4. 30 |

**山形県告示第473号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営田茂沢蒲沢地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営田茂沢蒲沢地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型））計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

金山町役場

## 3 縦覧に供する期間

令和7年6月23日から同年7月22日まで

## 4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第474号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営三枝地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営三枝地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業））計画書の写し

## 2 縦覧に供する場所

金山町役場

## 3 縦覧に供する期間

令和7年6月23日から同年7月22日まで

## 4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、そ

の審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第475号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営太鼓胴地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営太鼓胴地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（農業用河川工作物等応急対策事業））計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
真室川町役場
- 縦覧に供する期間  
令和7年6月23日から同年7月22日まで
- その他
  - この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

#### 山形県告示第476号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和7年6月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 農用地利用集積等促進計画の概要

| 所有権の移転を受ける土地の所在する市町村 | 所有権の移転を受ける者の数 | 所有権の移転を受ける土地              |
|----------------------|---------------|---------------------------|
| 東 根 市                | 3 者           | 東根市中央東三丁目8552番ほか11筆       |
| 高 畠 町                | 3 者           | 東置賜郡高畠町大字塩森字天神森3108番1ほか6筆 |
| 白 鷹 町                | 4 者           | 西置賜郡白鷹町大字浅立字新中俣5593番1ほか8筆 |
| 庄 内 町                | 1 者           | 東田川郡庄内町連枝字新割28番ほか7筆       |
| 遊 佐 町                | 2 者           | 飽海郡遊佐町杉沢字細入10番ほか1筆        |

#### 2 認可年月日

令和7年6月5日

山形県告示第477号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 6 月 17 日から同年 7 月 1 日まで縦覧に供する。  
令和 7 年 6 月 17 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 荒谷原崎線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員               | 延 長      |
|------------------------------------------|------|---------------------|----------|
| 天童市大字山元字野村815番 4 から<br>同 山口字荒宿5124番 1 まで | 旧    | 14.1 メートル<br>} 12.5 | 872 メートル |
| 同 上                                      | 新    | 36.2 メートル<br>} 12.5 | 同 上      |
| 天童市大字山元字野村815番 4 から<br>同 山口字荒宿5133番 1 まで |      | 39.8 メートル<br>} 17.9 | 777 メートル |

山形県告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和 7 年 6 月 17 日から同年 7 月 1 日まで縦覧に供する。  
令和 7 年 6 月 17 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 真室川鮭川線
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字釜淵字塩谷地 5 番13から  
同 1250番 1 まで
- 3 供用開始の期日 令和 7 年 6 月 17 日

山形県告示第479号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。  
令和 7 年 6 月 17 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域 新庄河川事務所管内 最上川中流
- 2 公共測量を実施する期間 令和 7 年 6 月 2 日から同年12月19日まで
- 3 作業の種類 公共測量（航空レーザ測深）

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により、山形県立病院総合医療情報システムに係る生理検査システム構築等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。  
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 1 条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。  
令和 7 年 6 月 17 日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁2階 入札室  
(2) 日時 令和7年7月28日（月） 午後1時15分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
山形県立病院総合医療情報システムに係る生理検査システム構築等業務 一式  
(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。  
(3) 契約期間 契約を締結した日から令和9年3月31日まで  
(4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。  
(2) 令和7年度山形県物品及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。  
(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号  
山形県病院事業局県立病院課 DX推進担当 電話番号023(630)3410  
(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県病院事業局県立病院課DX推進担当で交付するほか、希望者には郵送により交付する。郵送による交付を希望する者は、上記担当に電話にて連絡のうえ、所要の切手を貼付した返信用封筒を送付すること。

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。  
(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下、「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨



日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては、一般競争入札参加資格確認申請書を令和 7 年 7 月 15 日（火）午後 1 時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和 7 年 7 月 10 日（木）午後 1 時までに山形県病院事業局県立病院課 D X 推進担当に提出するとともに、併せて 2 の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2 の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: The Physiological Function Testing System construction related to total information system for Yamagata Prefectural hospitals: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 1:15 P.M. July 28, 2025
- (3) Contact point for the notice: Prefectural Hospital Division, Hospital Affairs Agency, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)3410

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立病院総合医療情報システムに係る統合型生体情報管理システム構築等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 1 条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和 7 年 6 月 17 日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目 8 番 1 号 山形県庁 2 階 入札室
- (2) 日時 令和 7 年 7 月 28 日（月） 午後 2 時 15 分

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
山形県立病院総合医療情報システムに係る統合型生体情報管理システム構築等業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約を締結した日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和 7 年度山形県物品及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和 7 年 1 月 31 日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項第 3 号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその

支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目 8 番 1 号

山形県病院事業局県立病院課 D X 推進担当 電話番号 023 (630) 3410

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県病院事業局県立病院課 D X 推進担当で交付するほか、希望者には郵送により交付する。郵送による交付を希望する者は、上記担当に電話にて連絡のうえ、所要の切手を貼付した返信用封筒を送付すること。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の 100 分の 10 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号。以下、「規則」という。）第 135 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第 122 条の 2 の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第 120 条第 1 項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては、一般競争入札参加資格確認申請書を令和 7 年 7 月 15 日（火）午後 1 時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和 7 年 7 月 10 日（木）午後 1 時までに山形県病院事業局県立病院課 D X 推進担当に提出するとともに、併せて 2 の (1) の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1) により提出された応札役務仕様書については、2 の (1) の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: The Integrated Physiological Data Management System construction related to total information system for Yamagata Prefectural hospitals: 1 set

(2) Time-limit for tender: 2:15 P.M. July 28, 2025

(3) Contact point for the notice: Prefectural Hospital Division, Hospital Affairs Agency, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL



023(630)3410

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立病院総合医療情報システムに係る調剤支援システム構築等業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和7年6月17日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁2階 入札室
- (2) 日時 令和7年7月29日（火） 午後2時15分

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量

山形県立病院総合医療情報システムに係る調剤支援システム構築等業務 一式

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約を締結した日から令和9年3月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和7年度山形県物品及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和7年1月31日付け県公報第574号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号

山形県病院事業局県立病院課 DX推進担当 電話番号023(630)3410

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県病院事業局県立病院課DX推進担当で交付するほか、希望者には郵送により交付する。郵送による交付を希望する者は、上記担当に電話にて連絡のうえ、所要の切手を貼付した返信用封筒を送付すること。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下、「規則」とい

う。) 第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては、一般競争入札参加資格確認申請書を令和7年7月15日（火）午後1時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和7年7月10日（木）午後1時までに山形県病院事業局県立病院課DX推進担当に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: The Dispensing Support System construction related to total information system for Yamagata Prefectural hospitals: 1 set

(2) Time-limit for tender: 2:15 P.M. July 29, 2025

(3) Contact point for the notice: Prefectural Hospital Division, Hospital Affairs Agency, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)3410